

○藤岡市竹粉碎機貸出要綱

平成27年2月10日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業により導入した竹粉碎機(以下「粉碎機」という。)の貸出し及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができるものは、市内に住所を有し、若しくは市内に竹林を所有する個人、自治会又はボランティア団体等(以下「市民等」という。)で、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内での竹林整備活動
- (2) その他市長が認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは貸出しの対象としない。

- (1) 藤岡市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 藤岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 営利を目的として前項各号に掲げる活動を行うもの

(貸出制限等)

第3条 粉碎機の貸出期間は、貸出し日を含め5日以内とする。ただし返却日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を返却日とする。

2 粉碎機の貸出し及び返却は、市長の指定する場所において行うものとする。

(費用負担)

第4条 粉碎機の利用料は無料とする。ただし、粉碎機の運搬及び稼働に要する一切の経費は、粉碎機の貸出しを受けた市民等(以下「利用者」という。)が負担するものとする。

(借用申請)

第5条 粉碎機の貸出しを受けようとする市民等(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の3日前までに当該申請者(申請者が団体等の場合にあつては、現実に貸出しを受ける当該団体等に所属する者)の身分を証する書類を提示の上、竹粉碎機借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、竹粉碎機貸出証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、粉砕機の貸出しに当たり条件を付することができる。

(貸出台帳の整備)

第7条 市長は、粉砕機の貸出し状況を明確にするため、竹粉砕機貸出台帳(様式第3号)を整備するものとする。

(使用及び管理)

第8条 利用者は、粉砕機の使用及び管理について、善良な管理者の注意をもって適正に行わなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第9条 利用者は、粉砕機を第2条各号に掲げる活動以外に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(返却)

第10条 利用者は、粉砕機を返却する際に竹粉砕機使用実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、粉砕機の貸出しを中止し、返却を求めることができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) その他市長が粉砕機の貸出しを不相当と認める場合

(事故等の処理)

第11条 利用者は、粉砕機を運搬し、又は利用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により粉砕機を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を弁償しなければならない。

3 前2項の場合において、利用者は、直ちに竹粉砕機使用事故報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年2月10日から施行する。

附 則(令和4年告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。